

3 文科高第 6 3 2 号
医政発 1013 第 1 号
令和 3 年 1 0 月 1 3 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
医学部を置く各国公私立大学長

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて (通知)

令和 5 年度 (2023 年度) の医学部臨時定員の方針等について、令和 3 年 8 月 27 日の「医療従事者の需給に関する検討会 第 39 回医師需給分科会」における議論を踏まえ、暫定的に、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

令和 5 年度の医学部臨時定員増に係るスケジュール、具体的な手続き、要件等の詳細については、追ってご連絡いたします。

令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて

令和3年10月13日
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で十分な議論を行うことができなかったことから、「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」(令和2年11月25日付け2文科高第739号、医政発1125第5号通知)において、令和4年度の医学部定員に関しては、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定し、令和5年度以降の医学部定員に関しては、令和3年3月末を目途に結論を得ることとしていた。

これを踏まえ、令和5年度(2023年度)以降の医学部定員の方針については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」において、将来の医師需給及び医師の偏在対策の観点等から議論がなされてきた。

今般、令和3年8月27日の「医療従事者の需給に関する検討会第39回医師需給分科会」において、令和5年度の医学部総定員数の考え方並びに医学部入学定員の臨時増員の枠組み及び考え方について議論が行われ、一定の結論が得られたところである。

同分科会における議論を踏まえ、文部科学省及び厚生労働省は、令和5年度の医学部臨時定員について、下記のとおり取り扱うことを確認する。

記

(1) 令和5年度の医学部総定員の考え方について

令和5年度の医学部総定員は、令和2年度から令和4年度までと同様、令和元年度の医学部総定員数(9,420人)を上限とすることとする。

(2) 令和5年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて

令和4年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、歯学部振替枠を除き、令和5年度末まで1年間延長することとする。

(3) 令和5年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について

令和5年度の医学部入学定員の臨時増員に当たり、都道府県・大学が、令和4年度比で臨時定員の更なる増員を希望する場合は、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用な範囲に限り認めることとする。ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科の位置づけを義務付けるものではない。

以上